

平成24年7月9日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市農業委員会

会長 鈴木隆年

近年、農業を取り巻く状況は、農業人口の減少、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷が続き、地球環境も温暖化、大型台風、爆弾低気圧の発生など異常な気象現象が多発している。

我が国においては、新たな食料・農業・農村基本計画により、食料自給率を現在の40パーセントから平成32年度には50パーセントとする目標を掲げ、農業振興施策が実施されている。

しかし、東日本大震災により引き起こされた原子力発電所の事故による放射能汚染や風評被害により、国民の多くは食の安全性に不信感を持っており、農業者の不安も続いている。

輸送園芸地帯として国内の農産物供給の一躍を担う立場にある東三河は、気候風土にも恵まれた全国屈指の農業地帯である。したがって、この地域の特性に適した独自の施策を持つべきである。

国際貿易においては競争力強化が一番の課題である。このため、農業生産の基盤づくりと経営規模の拡大、より生産性の高い農業形態を確立し、同時に農業経営者としての人づくりと後継者の育成が必要となる。

このような中、意欲ある農業者が将来に夢と希望を持って農業に従事し、豊かな農業農村環境の実現に向けて各施策が講じられるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づき建議する。

【食料主権】

1 食料主権について

日本の食料・農業政策は、関税の引き下げをはじめ、WTO協定等の経済連携等については過剰なほど優等生であった。TPP参加が実行されれば、これまで以上に食料を海外に依存することになり、わが国の農業は壊滅的な被害を受ける恐れがある。農産物貿易をめぐるWTO農業交渉が難航する中、FTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)の締結の動きが加速しており、日本農業

及び食料安全保障分野は分岐点を迎えたと言える。

昨年発生した東日本大震災では、保存が利かない生鮮農産物の産地分散、安定供給の重要性が明確になり、国民の農林水産業に対する期待度はますます高まっている。

我が国の農地を食料の生産基盤として最大限に活用し、輸入に頼る不安定な食料事情から脱却し、国民に対し安全な食料の安定供給を確保し、食料自給率向上を図ることが国の義務であると考える。

そこで、以下の事項について建議する。

(1) 食料主権の確立について

世界的な人口増加や経済、気候変動等により、食料を含めた各種資源の調達は不安定化している。

農業は農作物の持つ生命循環システムを活用した、他の産業とは異なる食料産業であり、我々人間を支える生命産業である。自国の食料を自国で確保するために、国全体で農業を支える必要がある。

そこで、食料安全保障の観点からも食料主権を確立すること。

(2) 食料自給率の向上について

世界の食料事情は、新興国の人口増加や経済成長に伴い食料・資源の供給は不安定である。特に穀物等の需給は極めてひっ迫した状態の中で、食料輸入大国の我が国は、食料自給率が40パーセントと先進国の中でも最低の水準となっている。

国内の一部の農村は過疎化等により、その維持が危ぶまれている状況である。農村が有する多面的機能を損なうことなく維持するためには、生産基盤を確保し、安全で質の高い農産物や加工品等を、生産者及び消費者の双方から支える必要がある。

そこで、経済界等を含め、広く国民への理解を促し、食料自給率の向上を図ること。

【地域特性に適した農業者の育成・確保】

2 新規就農者に対する支援体制の整備について

農業人口が減少する中、厳しい就職事情もあり、農家子弟以外からの就農希望者が増える傾向にある。平成24年度から始まった「人・農地プラン」に新規就農者の支援策として国の青年就農給付金制度が創設された。

農業に希望と意欲を持つ相談者のための農起業支援センターが県農業改良普及課内に設置されたが、就農後、担い手として育成していくためには資金面だけでなく、経営、営農等の初期の支援が必要である。

そこで、農起業支援センターが農業委員会、市農政課、農協等の関係機関と連携し、その中心的役割が発揮できるよう体制を整備すること。

【農業生産を支える基盤の充実】

3 土地改良事業の農家負担について

本市は全国屈指の農業地帯が形成されており、優良農地を確保、保全するため、土地改良事業が計画的に進められてきた。

大型農業機械の利用困難な排水不良地、不整形や狭小な土地等、条件の悪い農地の解消としては、ほ場整備事業、かんがい排水事業により、区画、排水路、道路等の根本的な整備をすることが有効である。

しかし、最近の土地改良事業は、事業費が増大し、国、県、市の補助があっても農家負担が大きい。

県営事業で実施するためには、20ヘクタール以上の面積と地権者全員の同意が必要となる。また、団体営事業や小規模の土地改良事業は、県営事業に比べて農家負担が大きく、事業化が難しいのが現状である。

そこで、小規模で行う土地改良事業についても、農家負担が、県営事業と同等となるように関係機関に働きかけること。

4 豊川用水二期事業の促進について

豊川用水は、昭和43年の全面通水から長期経過し、漏水、破損事故等が増加している。独立行政法人水資源機構は、効率的な水利用及び合理的な水管理を行うために二期事業を施行中である。また、平成27年度の完了予定で新たに石綿管除去対策と大規模地震対策が追加されている。

そこで、豊川用水二期事業を計画どおり実施すること。

5 県道城下老津線の早期全面開通について

県道城下老津線は、城下町から老津町に至る優良農地が広がる一帯を通過する幹線道路である。

特に、豊橋農業協同組合第三事業所を利用する農家は、国道259号や狭

い道路を通行することが多く、また、農業用機械や運搬車輛は大型化しており、不効率な農作業環境にある。

そこで、人と車輛がスムーズに通行できることで、農村生活の活性化と交通事故防止にもつながる観点からも、早期の全面開通について関係機関に働きかけること。

【生産力と経営力の強化】

6 病害虫防除のための登録農薬の拡大及び使用回数の見直しについて

農薬取締法、食品衛生法の改正により、安全で安心な農産物の供給体制は整いつつあるが、多様化する消費者ニーズに応えるため、多種多様なマイナー作物の生産が増えている。

しかし、マイナー作物に対する農薬の登録は生産現場には追いついていない。また、長期栽培される作物(ナス、トマト類)に対する登録農薬は少なく、使用回数も制限があり、効果的な防除ができないため、農家が苦慮している。

そこで、こうした生産現場の現状を踏まえ、新規の登録農薬の拡大と使用回数を見直しを関係機関に働きかけること。

7 各種法令等を見直しについて

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について

本制度は、安定した農業経営を継続していく上で非常に有効であるが、農業用施設用地が特例農地の対象となっていない。本市の農業産出額の約30パーセントを占める畜産業における畜舎、堆肥舎等の施設、また、露地野菜や水田等の土地利用型農業における農業用倉庫は、営農上必要不可欠なものである。

そこで、次の事項を建議する。

相続税、贈与税の納税猶予制度を堅持すること。

農業用倉庫等の農業用施設用地を特例農地の対象とすること。

(2) 農業用A重油・軽油の免税措置について

平成23年度末までの時限措置であった農業用A重油は2年、軽油は3年の延長が決定した。自動車産業のエコロジー化は進んでいるが、第1次産業の農林水産業では、まだ重油及び軽油を主とした石油燃料に頼らざるを得ない状況にある。

そこで、農業経営の安定化を図るため、A重油・軽油の免税措置を恒久化すること。

8 豊川の霞堤地区の被害補償について

豊川の霞堤地区の浸水を軽減、解消することは、当地区住民の長年にわたる悲願である。

洪水時に霞堤地区に水が溢れることにより、下流域の水位上昇は抑えられるため、下流域の被害は少なくなるが、そのため当地区の住民はその被害者であるとの認識を持っている。

毎年のように繰り返される浸水被害によって、当地区の農業の活力低下が懸念される。

そこで、次の事項を関係機関に働きかけること。

農業関連の正確な被害調査を実施すること。

被害補償制度を創設すること。

9 特定外来生物の規制等の啓発について

特定外来生物は、学術研究等の目的以外で飼養、輸入等は原則禁止されているが、ヌートリア等は生息が確認されている。これらの特定外来生物の野外への放置や自然繁殖等によって、生態系の破壊や農作物への被害が出ている。

そこで、特定外来生物の規制等一層の啓発について、関係機関に働きかけること。

【農業委員会】

10 農業委員会制度の堅持について

人間の生命に関わる食を支え、農村の持つ多面的機能を活かすため、農業委員会の果たしてきた役割は大きなものがある。農地法の法令業務の透明性の向上と全国的な公平性、公正性、客観性等を確保し、国民の食料の確保、地域農業振興を図るために、今後とも独立行政機関として農業委員会制度を堅持すること。

11 農業委員会交付金の存続と増額について

農業を取り巻く情勢の著しい変化の中で、農業委員会の業務は多様化し、農業委員の業務量も増加しているため、業務に支障が生じている。

そこで、独立行政機関として適正な農地行政を執行するため、農業委員会交付金を存続するとともに増額すること。